

令和6年4月1日から

事業系廃棄物の受入基準が変わります！！

主な変更の内容

①「燃やすごみ」の搬入制限量(ガイドブック6ページ参照)

燃やすごみの搬入制限（1排出事業者あたり）	
【変更前】	1日に2,000kgまで



【変更後】	<u>1日に200kgまで</u> ※搬入制限量を超える場合搬入計画書の提出が必要となる。
-------	--

②「燃やさないごみ」の分別の徹底(ガイドブック3～6ページ参照)

燃やさないごみ・粗大ごみ（不燃）の処理方法について	
【変更前】	燃やさないごみ：少量で、家庭ごみと同質のものは1週間100kgまで 市施設に搬入可能 粗大ごみ（不燃）：少量で、家庭ごみと同質のものは1日に200kgまで 市施設に搬入可能



【変更後】	<u>燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃）は産業廃棄物として処理</u> <u>（市施設への搬入不可）</u> <u>※ペットボトル・容器包装プラスチックは、1日1袋(45L相当)ず</u> <u>つ自己搬入のみで搬入可能。</u>
-------	---

Q. なぜ今回の見直しを行うのか？

A. 市はごみの発生抑制については、現在の流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、これまでごみ処理手数料の改定や指定ごみ袋の導入を行うとともに、リサイクルの推進を加え、ごみの減量の促進を進めてきました。

また、市内の廃棄物の発生状況については、近年増加している事業系廃棄物の減量・資源化は喫緊の課題です。ごみの適正処理や施設の安定稼働を考慮した場合、事業系廃棄物においては、事業系一般廃棄物の減量・資源化に取り組んでいただくとともに、産業廃棄物は市の施設に搬入せず、法に基づいて適正に処理することが必要です。

廃棄物処理業許可業者を通じて事業系廃棄物を処理される場合は、以下を参考に許可業者と契約し、令和6年4月1日からの施行にむけ、準備をお願いします。

産業廃棄物処理業許可業者の照会・検索については、下記QRコードを検索ください。

○千葉県廃棄物指導課

○千葉県産業資源循環協会

千葉県 HP 「産業廃棄物処理業者名簿」



一般廃棄物収集運搬業許可業者は、下記のとおりです。

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
株式会社大橋	04-7158-1600	有限会社関紙業	04-7197-5351
北葉実業株式会社	04-7148-7767	有限会社日東サービス	04-7150-1755
有限会社関商店	04-7158-6100	有限会社柏清掃	04-7153-7142
有限会社クリーン・アップ	04-7150-3115	安蒜運送有限会社	04-7153-2905
		株式会社流山清掃事業	04-7154-7330

事業系廃棄物処理リーフレットとガイドブックも合わせてご確認ください

流山市クリーンセンター

流山市下花輪191番地

電話 04-7157-7411